

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地												
大原法律公務員 専門学校	平成7年3月27日	古賀 正夫	〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目3番22号 (電話) 052-582-7733												
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地												
学校法人 名古屋大原学園	昭和57年9月28日	理事長 村松 紳年	〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目20番8号 (電話) 052-582-7733												
分野	課程名	学科名	専門士 高度専門士												
文化・教養	文化教養専門課程	法務ビジネス科	平成22年文科科学省告示 第153号												
学科の目的	本校は、教育基本法の精神に則り、学校教育法に従い、企業において必要とされる法律事務に関する専門能力を身につけた人材の育成を行うことを目的とする。														
認定年月日	平成27年2月17日														
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義												
2	2160時間	1836時間	750時間												
	実習	150時間	0時間												
	実験	0時間	0時間												
	実技	0時間	0時間												
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内数)	専任教員数												
80人	12人	0人	4人												
兼任教員数	総教員数														
1人	5人														
学期制度	■1学期:4月1日～8月31日 ■2学期:9月1日～12月31日 ■3学期:1月1日～3月31日		■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 定期試験、課題の提出状況、平素の性行を斟酌して決定する。												
長期休み	■学年始め:4月1日 ■夏季:7月から8月の内5週間 ■冬季:12月から1月の内6週間 ■学年末:3月の内3週間		所定の課程を修了し、試験等に合格した者について、平素の成績及び性行を斟酌して決定する												
学修支援	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 専門学校教職員と企業担当者が連携して、学生が社会で即戦力となれるよう技術の習得をさせている。		■課外活動の種類 野球、バレー、吹奏楽等 ■サークル活動: 有 ■国家資格・検定/その他・民間検定 (平成29年度卒業生に関する平成30年5月1日時点の情報)												
就職等の状況※2	■主な就職先、業界等 不動産業界、金融機関等 ■卒業生数 : 5人 ■就職希望者数 : 4人 ■就職者数 : 4人 ■就職率※1 : 100 % ■卒業者に占める就職者の割合※2 ■その他 : 100 % 進学 1名 (平成29年度卒業生に関する平成30年4月1日時点の情報)		主な学修成果(資格・検定等)※3 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定</th> <th>種別</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅地建物取引士</td> <td>③</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>ファイナンシャルプランニング技能士</td> <td>③</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> ※種類の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等	資格・検定	種別	受験者数	合格者数	宅地建物取引士	③	5	3	ファイナンシャルプランニング技能士	③	5	5
資格・検定	種別	受験者数	合格者数												
宅地建物取引士	③	5	3												
ファイナンシャルプランニング技能士	③	5	5												
中途退学の現状	■中途退学者 3名 平成29年4月1日時点において 在学者 15名 平成30年3月31日時点において 在学者 13名 ■中途退学の主な理由 進路変更のため。 ■中退防止のための取組 担当教職員等による定期的な個別面談を実施している。		■中退率 18.75 % (平成29年4月1日入学者を含む) (平成30年3月31日卒業生を含む)												
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 資格または経歴によって認定する特別奨学生制度、兄弟姉妹等特別奨学生制度 ■専門実践教育訓練給付: 給付対象														
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無														
当該学科のホームページURL	URL:http://www.ohara.ac.jp/nagoya/olc/index.html?tiku=n&school=olc														

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文科科学省における専修学校卒業生の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について
 ①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。
 ②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。 ※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年度に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について
 ①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業生数のうち就職者総数の占める割合をいいます。
 ②「就職」とは給料、賞金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職した就職先が不明の者は就職者として扱わず)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学状況等について記載します。

3. 主な学修成果(※3)
 認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針
本校学生の主な就職先である不動産・金融関連の企業等と連携して教育課程の編成を行うことにより、専門的かつ実践的な知識・技術を習得した即戦力となる人材を育成する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け
教育課程の編成に際しては学内に「教育課程編成委員会」を設置し、企業等から選任した委員(外部委員)と本校専任職員(内部委員)によって業界最新情報を反映する。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

平成30年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
中田 ちづこ	名古屋市議会	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	①
宇佐見 栄二	株式会社ウサミハウス 代表取締役社長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	③
古賀 正夫	大原法律公務員専門学校 校長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	
中島 康登	大原法律公務員専門学校 部長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	
豊田 守希	名古屋大原学園 就職サポート 部長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期
(開催日時)

平成29年度第1回:平成29年6月29日
平成29年度第2回:平成29年12月14日

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

平成29年度の教育課程編成委員会の中で、委員より「wordやExcelといった基本的なPCスキルを身につけておくべき」とのご指摘をいただいた。そのため、平成30年度のカリキュラムでは、2年次1学期よりPC授業を実施し、ExcelやWordなどのスキル向上のための時間数の増加及び検定取得を推奨するなどの改善を行った。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

不動産実務、関連法規を実践的に習得するため、不動産業務に関する広範囲な業務知識、業務知識の教授について理解・協力を得られる企業を選定する。また名古屋大原学園の教育方針を理解した上で、授業内容や教員の指導力向上に対しても提言をいただけることを考慮して連携を要請する。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

- ①土地関連法の授業実施に関して、企業等と協定書または覚書等を締結し、校内通常授業への講師派遣、校内実習授業への講師派遣、企業等の施設を利用した実習授業実施等において連携している。
- ②当然ながら当校専任教員も該当分野のプロフェッショナルであるが、企業等の第一線で活躍する専門家が直接学生を指導することで圧倒的な臨場感が生まれるので、学生の習熟度向上に役立たせる。

(3)具体的な連携の例

科目名	科目概要	連携企業等
土地関連法	土地の利用に伴う法令上の各種制限の基本理解を目的とする。購入、造成、建築といった土地の利用に伴う様々な規制につき条文を中心に学習する。	株式会社ウサミハウス

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

求められる専門的かつ実践的な知識・技能を有し即戦力となる人材を育成するためには、教員一人ひとりが常に実務に関する最新の知識を持ち、指導スキルを身に付けなければならない。そのために教育課程編成委員会に参画する企業等から講師を招いた実践的な知識・指導スキル研修の環境を整えている。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

平成29年1月12日「実務知識研修」対象：法務ビジネス科教員 3名

民法に関する最新法令の知識について、小池豊司法書士事務所所長を講師として、研修会を実施し、当学科で指導している民法に直接的に関わる内容であり、専門力の向上を図った。また、学内研修会において、当研修参加者より研修内容の共有を図つ

② 指導力の修得・向上のための研修等

平成29年1月12日「指導力向上研修」対象：法務ビジネス科教員3名

民法を中心とした法令用語について、小池豊司法書士事務所所長を講師として、研修会を開催し、法律用語を学生にわかりやすく伝えるための講義展開、授業進行方法の確認をし、指導力の向上を図った。また、学内研修会において、当研修参加者より研

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

平成30年12月12日「実務知識研修」対象：法務ビジネス科教員3名

法改正があった民法を中心に、小池豊司法書士事務所所長を講師として、研修会を開催する予定である。改正前と改正後の制度の違いや、判例・法令実務について説明を受ける予定である。

② 指導力の修得・向上のための研修等

平成31年1月11日「指導力向上研修」対象：法務ビジネス科教員3名

法改正が行われた、民法を中心に、小池豊司法書士事務所所長を講師として、研修会を開催する予定である。受験指導上の注意点や教授方法など指導力の向上を図る予定である。

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

当学園の教育理念は、学生に対して資格取得教育、実務教育を施し、人格の陶冶を行いもって有為な産業人を育成することである。この教育理念に基づき実践的な教育が実現出来ているか、また、その教育を実現するために必要な環境が整っているかについて、学校関係者評価委員会を設置して下記に示す評価項目から評価する。評価結果については、校長を通じて即座に次年度の学校運営に反映させる。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	① 学校の理念・目的・育成人材像は定められているか (専門分野の特性が明確になっているか) ② 学校における職業教育の特色は明確になっているか ③ 社会経済のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか ④ 学校の理念・目的・育成人材・特色・将来構想などが学生・保護者等に周知されているか ⑤ 各学科の教育目標、育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向けて方向づけられているか
(2) 学校運営	① 目的等に沿った運営方針が策定されているか ② 運営方針に沿った事業計画が策定されているか ③ 運営組織や意思決定機能は、規則等において明確化されているか、有効に機能しているか ④ 人事、給与に関する規程等は整備されているか ⑤ 教務、財務等の組織整備など意思決定システムは整備されているか ⑥ 業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか ⑦ 教育活動等に関する情報公開が適切になされているか ⑧ 情報システム化等による業務の効率化が図られているか

(3)教育活動	<ul style="list-style-type: none"> ②教育理念、育成人材像や業界のニーズを踏まえた学科の修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか ③学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか ④キャリア教育・実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか ⑤関連分野の企業・関連施設等や業界団体等との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか ⑥関連分野における実践的な職業教育(産学連携によるインターンシップ、実技・実習等)が体系的に位置づけられているか ⑦授業評価の実施・評価体制はあるか ⑧職業教育に対する外部関係者からの評価を取り入れているか ⑨成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準は明確になっているか ⑩資格取得等に関する指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか ⑪人材育成目標の達成に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか ⑫関連分野における業界等との連携において優れた教員(本務・兼務含む)を確保するなどマネジメントが行われているか ⑬関連分野における先端的な知識・技能等を修得するための研究や教員の指導力育成など資質向上のための取り組みが行われているか ⑭職員の能力開発のための研修等が行われているか
(4)学修成果	<ul style="list-style-type: none"> ①就職率の向上が図られているか ②資格取得率の向上が図られているか ③退学率の低減が図られているか ④卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか ⑤卒業後のキャリア形成への効果を把握し学校の教育活動の改善に活用しているか
(5)学生支援	<ul style="list-style-type: none"> ①進路・就職に関する支援体制は整備されているか ②学生相談に関する体制は整備されているか ③学生に対する経済的な支援体制は整備されているか ④学生の健康管理を担う組織体制はあるか ⑤課外活動に対する支援体制は整備されているか ⑥学生の生活環境への支援は行われているか ⑦保護者と適切に連携しているか ⑧卒業生への支援体制はあるか ⑨社会人のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか ⑩高校・高等専修学校等との連携によるキャリア教育・職業教育の取り組みが行われているか
(6)教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ①施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるように整備されているか ②学内外の実習施設、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか ③防災に対する体制は整備されているか
(7)学生の受入れ募集	<ul style="list-style-type: none"> ①学生募集活動は、適正に行われているか ②学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか ③学納金は妥当なものとなっているか
(8)財務	<ul style="list-style-type: none"> ①中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか ②予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか ③財務について会計監査が適切に行われているか ④財務情報公開の体制整備はできているか
(9)法令等の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ①法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか ②個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか ③自己評価の実施と問題点の改善を行っているか ④自己評価結果を公開しているか
(10)社会貢献・地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ①学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか ②学生のボランティア活動を奨励、支援しているか ③地域に対する公開講座・教育訓練(公共職業訓練等を含む)の受託等を積極的に実施しているか

(11)国際交流	①留学生の受入れ・派遣について戦略を持って行っているか ②留学生の受入れ・派遣、在籍管理等において適切な手続き等がとられているか ③留学生の学修・生活指導等について学内に適切な体制が整備されているか ④学習成果が国内外で評価される取組を行っているか
----------	---

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

平成29年度の学校関係者評価委員会の中で、精神的不安定な学生に対する個別フォローの重要性についてご指摘をいただいた。担任任せの学生フォローでは、担任に対する負担も大きい。学生には、必ず話をしやすい、相談しやすい教員が必ずいるはずであり、法律校職員全体で、欠席者のフォローをするということを取り組んでいる。欠席時の面談など多くの先生方と知り合える機会を増やし、相談しやすい環境を整えていくことで、退学者の減少につなげたい。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

平成30年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
磯井 隆之	やまねこ総合保険事務所 代表	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	企業等役員
宇佐見 栄二	株式会社ウサミハウス 代表取締役社長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	卒業生
片桐 慎治	岩倉市役所 税務課(卒業生)	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生、校長等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

ホームページ

http://www.ohara.ac.jp/info/pdf/assessment_n_olc.pdf

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

実践的な職業教育における成果を広く周知することにより、入学希望者の適切な学習機会選択に資すること。そのために学校関係者評価結果も含めて教育活動の状況や課題など学校全体に関する情報を分かりやすく示すこと。

また企業等との連携による教育活動改善を活発にし、専修学校に対する社会的信頼を高めること。さらに情報公開を通して学校教育の質の確保と向上を図ることを目的とする。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	教育目標、特色、校長名、所在地および連絡先、沿革、学生数
(2)各学科等の教育	教育目標、取得目標資格、合格実績、就職状況、進級の要件、卒業の要件
(3)教職員	教職員数
(4)キャリア教育・実践的職業教育	キャリア教育、就職支援等
(5)様々な教育活動・教育環境	学校行事、課外活動(クラブ活動)
(6)学生の生活支援	生活支援、資格取得
(7)学生納付金・修学支援	学生納付金、就学支援(奨学生制度など)
(8)学校の財務	学園財務状況公開
(9)学校評価	学校関係者評価公開
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

ホームページ

<http://www.ohara.ac.jp/info/pdf/zaimu.pdf>

授業科目等の概要

(文化教養専門課程 法務ビジネス科) 平成30年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
○			法律概論	法の意義と権能、基本的人権の保障と法の支配、権利と義務の関係、法に関する基本的な見方や考え方を身につける	2通	72		○	△		○		○		
	○		憲法	日本国憲法の基本原理である国民主権主義、基本的人権の尊重、平和主義の理解を深め、憲法諸規定を概観する	2通	108		○	△		○		○		
○			民法	民法全体について基礎を学習する。民法の用語や考え方を理解し、民法総則の規定を解釈できるようにする	1 2通	288		○	△		○		○		
	○		行政作用法	市町村が実施する行政活動の基礎理解を目的とする。「高齢者福祉」「街づくり」をテーマにして行政活動の企画力を養う。	2通	72		○	△		○		○		
	○		行政救済法	損失補償や国家賠償の基礎理解を目的とする。公共事業に伴う土地収用の補償や警察官の違法行為に対する賠償について理解を深める。	2通	72		○	△		○		○		
	○		行政組織法	内閣法や国家行政組織法の基礎理解を目的とする。国の行政組織及び作用を条文により学習する。	2通	72		○	△		○		○		
	○		地方自治法	地方自治法の基礎理解を目的とする。都道府県や市町村の組織及び作用を条文により学習する。	2通	72		○	△		○		○		
	○		刑法	刑法の基礎理解を目的とする。罪刑法定主義や、犯罪と刑罰の種類について条文、判例により学習する。	2通	72		○	△		○		○		
	○		労働法	労働法の基本理解を目的とする。勤労の権利や労働基本権を条文、判例により学習する。	2通	72		○	△		○		○		
○			登記関連法	不動産登記制度の基本理解を目的とする。申請手続、民法との関わりを条文、判例により学習する。	1通	72		○	△		○		○		
○			土地関連法	土地の利用に伴う法令上の各種制限の基本理解を目的とする。購入、造成、建築といった土地の利用に伴う様々な規制を条文を中心に学習する。	1通	72		○	△		○		△		○

